平成２５年（フ）第４０号
宮崎県都城市東町11街区22号
破産者　松崎　弘子（旧姓永山）
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第２１２号
東京都青梅市千ヶ瀬町３丁目490番地青梅荘
破産者　長嶺　　博
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１６３号
滋賀県彦根市小泉町78番地の21
破産者　株式会社小泉
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１０６号
山口県周南市築港町１番14号
破産者　徳山電業株式会社
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所周南支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第７０号
鹿児島県姶良市西餅田3038番地２　グレースタウンなみ203号、破産手続開始決定時の住所高知県高知市相生町７番２―1401号
破産者　永野　克二
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第１６３８号
福岡市東区和白丘４丁目14番31号、前住所福岡市東区和白６丁目５番40号
破産者　芝山　　拓
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７４９号
福岡県春日市春日２丁目88番地１
破産者　信國征八郎
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３００号
福岡県大野城市栄町２丁目１番12号ラフィーネ春日原203号、開始決定時の住所福岡県大野城市雑餉隈町１丁目５番11―403号ファーネスト春日原
破産者　田中　健治
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４４２号
福岡県朝倉市千代丸119番地１水城ハイツ101号
破産者　本石美智子
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５６号
北海道茅部郡森町字東森町129番地
破産者　松居　孝浩
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１４２号
神奈川県平塚市東八幡３丁目５番32号　メル・ヴォワール202号
破産者　杉井　直樹
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２６６７号
福岡県古賀市舞の里５丁目８番37号
破産者　小野原誠二
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７２号
山口県防府市上天神町１番24号
破産者　松本　朱美
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第６３号
兵庫県宝塚市小浜５丁目９番３―102号、開始決定時の住所兵庫県宝塚市小浜５丁目12番26号
破産者　田中　勝彦
1　破産債権の届出期間　平成25年９月２日まで
2　一般調査期日　平成25年10月10日午前10時25分
平成25年８月２日
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
和歌山県田辺市明洋１丁目３番８号
破産者　津越　孝博
1　破産債権の届出期間　平成25年９月６日まで
2　一般調査期日　平成25年９月30日午前10時10分
平成25年８月５日
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第２３７号
徳島市幟町３丁目９番地の５　ウィークリーマンションＡＷＡ202号、旧住所徳島市中吉野町３丁目29番地
破産者　安宅　義文
1　破産債権の届出期間　平成25年９月６日まで
2　一般調査期日　平成25年10月28日午前10時15分
平成25年８月５日　　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３０号
兵庫県加西市北条町西高室593番地の59
破産者　串田　純子
1　破産債権の届出期間　平成25年９月19日まで
2　一般調査期日　平成25年10月10日午後１時30分
平成25年８月１日　　神戸地方裁判所社支部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２５年（フ）第３２号
山口県下松市大字東豊井1383番地、前住所山口県下松市駅南１丁目１番17号
破産者　有限会社山数
1　破産債権の届出期間　平成25年９月９日まで
2　一般調査期間　平成25年10月３日から平成25年10月10日まで
平成25年８月５日　山口地方裁判所周南支部